

第 21 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 21 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 平成令和元年 6 月 27 日 午後 2 時 00 分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 4 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分の取消について
日程第 5 議案第 1 号 農地転用事業計画の変更申請について
日程第 6 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 8 議案第 4 号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第 9 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 10 議案第 6 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 9 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
2 番	鈴木 力男君	3 番	古内 嘉博君
4 番	中村 亨 君	5 番	廣澤 恵美君
6 番	細谷 知成君	7 番	藤原 重信君
8 番	欠 員	9 番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 8 名）

〔大船渡地区〕	大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	尾形 正男君
	末崎地域	村上 優司君	猪川地域	鈴木 和雄君
	日頃市地域	木村マリ子君		
〔三陸町地区〕	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	岡澤 成治君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（2 名） 大船渡地区赤崎地域 浅野幸喜君、大船渡地区立根地域 今野八重子君

事務局出席者

局 長	飯田 秀 君	局長補佐	細谷 真実君
主 任	福田 陽介君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 2 時 00 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 21 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。改めまして第 21 回総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。5 月 27 日、東京文京シビックホールにおいて令和元年度全国農業委員会会長大会が開催され、参加してまいりました。それに先立ちまして衆議院第一議員会館において本県選出国會議員への要請活動をしてまいりました。あいにく月曜日の午前中とあってか、全員秘書の方々のお出席でした。要請内容は、本県農業は近年、農業産出額は増加しているものの担い手の減少、高齢化や遊休農地の増加などが急速に進行し、農業生産力が脆弱化しており、今、使われている農地を使えるうちに使う人に引き継いでいく。未来の農地管理に早急に取り組む持続可能な農業生産構造に再編することが緊急の課題となっているとし、重要項目として、人・農地プランの実質化に向けた支援の充実強化、農地中間管理事業の充実強化、農業生産基盤の整備、円滑な農業経営・継承・統合を一元的に進める支援策の創設、農業委員会組織に対する支援の充実、荒廃農地再生利用対策の強化、野生鳥獣害防止対策の充実強化などを要請し、全国農業委員会会長大会でも採択されております。

また 6 月 3 日には女性委員と南部推進班が取り組んでいるお茶栽培ですが、明治大学の平山先生、苗木を譲ってくださいました内野さん、日本椿協会で理事をしている伊藤さんが J A の加工場と栽培圃場を見に参りまして、生育も予想以上に良く品質も上々と褒めていただきました。今後の取り組みの励みになると思います。

簡単ではありますが、挨拶といたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 9 名、推進委員は 8 名であります。欠席の連絡のあった推進委員は大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員、大船渡地区立根地域今野八重子推進委員の 2 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月の 5 月 24 日の開催の第 20 回総会以降の経過報告でございます。主なものといたしましては、ただいま会長の挨拶にもありましたけれども、27 日に東京都において本県選出国會議員への要請活動、全国農業委員会会長大会が開催され、会長が出席をしております。29 日には大船渡市農業協同組合第 53 年度通常総代会が開催され、会長が出席をしております。30 日には花巻市において岩手県都市農業委員会会長会総会が開催され、熊谷会長職務代理者と私が出席いたしました。6 月 3 日と 4 日にはお茶の試験栽培事業で苗木を提供していただいた埼玉県の内野さんと、それからご紹介をしていただ

きました明治大学の平山先生が圃場見学をいたしました。会長のお話しにもありましたけれども、成育は順調で、来年には茶の摘み取りができそうだと話されておりましたし、施肥の仕方などの管理方法をご教授いただきました。会長、会長職務代理者、事務局で対応したところでございます。13日には女性委員活動としてお茶の試験栽培事業の圃場の草取り、それから施肥等の保全作業を行なったところでございます。作業には女性農業委員の皆さん、推進委員の皆さんの全員です。それから南部推進班の全員にご協力をいただいて行いました。ありがとうございました。14日には第39回岩手県農業会議常設審議委員会が開催されました。会長と細谷局長補佐が出席をいたしまして、先月開催いたしました総会において許可相当と決した案件について諮問をし、異議なしの決定をいただき、本日、許可証の交付を行なったところでございます。また同日に大船渡温泉において大船渡市認定農業者の会総会が開催され、藤原委員さん、浅野推進委員さんと私が出席しております。そしてたまたま第21回大船渡市農業委員会総会が開催されているところでございます。

次に次回総会までの行事予定でございます。明日28日には盛岡市において岩手県農業会議定時社員総会が開催をされますので、会長と私が出席する予定であります。それから7月に入りまして4日と5日にかけてまして仙台市で開催される令和元年度東北管内農地転用許可制度実務者研修会に事務局から福田主任が出席をする予定となっております。それから12日に開催されます叙勲・褒章受章祝賀会には菊地会長が出席することとしております。それから16日には第40回岩手県農業会議常設審議委員会が開催されますので、会長、細谷局長補佐がそれぞれ出席をいたします。それと17日には農地集積・集約化推進市町村キャラバンということで、これには県の農業振興課の総括課長、それから農業会議の会長、農業公社の理事長が来場いたします。内容につきましては、人・農地プランの実質化等の推進について市長、それから農業委員会の会長と私が同席した席でいろいろ協議をするというような予定になっております。それから19日には「農地の日」の活動を予定しておりますけれども、詳細につきましては、この総会終了後の事務連絡でご説明をいたしますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。最後になりますが、次回第22回総会は7月24日に開催する予定としておりますので、よろしく願いをいたします。なお行事等でご不明な点は事務局までお問い合わせをいただきたいと思います。私からは以上であります。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の福田陽介主任、議事録署名人には7番藤原重信農業委員、9番熊谷玲子農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

1番、登記地目畑、現況地目畑及び宅地、500㎡。相続による権利の取得。5月21日届出、5月21日受理。2番、登記地目畑、現況地目雑種地及び畑、5,460㎡。相続による権利の取得。6月5日届出、6月5日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、報告第2号農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。報告第2号農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出があり、これを受理したので本委員会に報告するものです。

1番、登記地目、現況地目ともに田、3,139㎡。賃貸借。転用目的、施設等、重機車両置場175.0㎡、碎石・土砂置場200㎡、木材置場135㎡、進入路42㎡。転用理由、市道甫嶺横断線道路新設工事その2工事での資材置場として利用するという事で、令和元年6月からの1年間の一時転用の許可の申請が出ていたところで、許可をしたところであります。そこが当該地を貸し出すことができなくなったため取り消しをしてきたものです。これについてですが、当該地隣の山の所有者が勘違いして山出し作業にこの土地を使ったものです。依頼された業者が使用していたため、借受人が当該地を賃貸することを断念し、取り消しの届出を出したため発覚しました。事務局の厳しい指導を受け、施行業者から、所有者の勘違いとは言え、他人の農地であることを確認しないまま使用してしまったことを深く反省している旨の理由書が提出されました。当該地所有者は賃貸契約を結んでいる借受人が使用しているものとずっと思っていたとしており、山出しを依頼した方が謝罪に來たことで初めてわかったということです。借受人も別に宅地を借り、隣地所有者と貸付人の間での協議もまとまり、取り消しの手続きを進めたということでした。借受人は使用状況

から山出完了と現状回復に時間を要すると判断し、事業の関係から、すぐ代替地を探したということで、その代替地が当該地より、より工事場所に近いとのことで、取消届を出したと聴取しております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 報告第2号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 次に日程第5、議案第1号農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 4ページをお開きください。議案第1号農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

1番、登記地目畑、現況地目雑種地、2,469㎡。売買。転用目的・施設等、耕作地、居宅2階建1棟118.83㎡、駐車場4台。転用理由、県道事業のために売却する用地の代替地として当該地に自宅を建設するもの。これは農地法としては3条と5条の許可をしております。1筆を耕作地として、1筆を宅地として利用する計画であったが、造成工事をした結果、一部を宅地として利用せざるを得なくなった。ここで地図をご覧ください。この地図の黒く塗ってある部分が、当初農地として利用しようとしていたものです。それで宅地として利用せざるを得なくなっているため、変更後には農地の面積は2,046㎡から736㎡に変更しております。これは追認案件となります。県との三者契約で取得した農地であり、県の方からも事業計画変更もやむを得ないという回答をもらっております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員(尾形正男君) 推進委員の尾形です。議案第1号農地転用計画の変更申請の報告を行います。申請地は杉の木等の山林に囲まれています。6月23日午前11時頃、申請者から話を聞いてきました。譲り受け人の家は県道改良事業予定地のため転居することになり、自分で代替地となる土地を探しました。しかし被災者ではないので、集団移転の場所に入居できず、離れたところに転居することにしました。そして地主さんと交渉したところ、宅地を除く全部の土地を買ってほしいと言われ、県の方と交渉し一部負担して、宅地と農地を代替地とすることにしました。その後、木の伐採や切土等、造成工事を行なったところ、土壌に多数の石や岩等が含まれていて、大きい石は土止めをした石垣のところに運んだのですが、一杯になり、小さい石も多数残っていることなどで畑としての利用が難しいと判断しました。また傾斜もきつく宅地の造成で法面が多く出たことなどで、当初の予定を変更して農地の面積を小さくしました。農地には土を入れたところもあり、父親が農機具をもって使って畑仕事をしてくれることになっています。しかし周りには高い木が生えているので日照の問題もあり、野菜だけでなく実のなる木を植えることも考えているそうです。追認となった理由ですが、先ほど説明したように、造成困難な土地であることから時間がかかりすぎて移転期限が迫り、三者契約であり、県の方に連絡

すれば手続きが済むと勘違いして現在に至ったそうです。以上、よろしく申し上げます。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第6、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 5ページをお開きください。議案第2号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

1番、登記地目畑、現況地目雑種地、1,309㎡。転用目的・施設等、総事業面積、住宅1棟126.49㎡、庭敷・駐車場等1398.51㎡、法面207㎡。転用理由、県道事業に伴い住居を移転しなければならないためということで追認案件です。始末書を徴しております。先ほど、事業計画変更で承認された案件です。3条申請後、所有権は既に県の所有から当事者に移っておることから、これは5条ではなく4条の申請となったものです。立地基準については第2種農地であり、代替地ということで他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。一般基準については全部追認案件であり、資金の確保は既に済んでおります。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員(尾形正男君) 推進委員の尾形です。議案第2号農地法第4条1項の規定による許可申請について報告いたします。これは3条許可、5条許可の事業計画変更ではありますが、既に県から申請者に所有権が移っていることから、4条許可により宅地部分を拡大するという申請になります。議案第1号で報告した理由により、172番10の土地1,309㎡を宅地へ転用許可をお願いしますとのことです。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

なお、ただいま許可相当と決定した案件については、議案第1号とあわせ追認案件のため、岩手県農業会議への諮問の後、異議なしとなった後の許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 議案第3号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。1番、登記地目、現況地目ともに田、5,674㎡のうち615㎡。賃貸借。転用目的・施設等、駐車場21台615㎡。従業員用。転用理由、市発注建設工事の駐車場として利用したい。許可の日から令和2年3月31日までの一時転用。2番、登記地目、現況地目ともに田、4,326㎡。賃貸借。登記地目、現況地目ともに田、1,085㎡。賃貸借。転用目的・施設等、居宅農地面積5,411㎡。総事業面積9,140㎡。転用理由、サイクリングコースとして利用したい。令和元年7月から20年間。それでここです、本日借受人と貸付人より変更申出がありました。この貸付人がご結婚なさって名字が変わったそうです。この土地については共有物の賃貸借は共有分の持分過半数でできるとされております。貸付人の相続人は、ここに申請してある3人です。妻で法定相続分2分の1、子供で法定相続分4分の1、同じく子供で4分の1となっておりますので、この案件の申請は持分4分の3、過半数を上回っておりますので成立します。ただし20年という長い期間であることから、残りの相続人より県の諮問を受ける前に印鑑証明書を付した同意書をいただくこととしております。本日、郵送済みというお電話がありました。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。それでは議案第3号1番について大船渡地区猪川地域鈴木和雄推進委員からお願います。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木和雄君） 推進委員の鈴木です。3号議案を説明いたします。22日朝8時半頃、貸付人から聞き取り、現地確認調査をしました。市発注の浄水場建設工事の駐車場として利用したいとのことでした。平成30年3月27日、許可したところの一部です。問題なしと考えます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号2番について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員からお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。番号2番について6月25日午後2時半から借受人の息子さんと現地確認したので報告します。借受人は昨年からは地域のまちづくり団体と一緒に進めていた自転車のモトクロスコース建設について今年4月に会社を設立し、貸付人の3人の相続人と、またもう1人の貸付人から土地を借りることで話がまとまったものだそうです。場所は平成28年に廃校になった小学校の校庭前の田んぼです。田は合わせて4枚ですが、これを平らに盛土して、その後に高さ2mぐらいのでこぼこのコースを造るものだそうです。工事は許可後に着工し10月には完成オープンする予定とのことです。対象は子供が主体で、東北・北海道の各県から参加を見込み、毎月1回のペースでモトクロス大会を開く計画とのことでした。なお貸出しの田は約8年前と20年前から休耕中で、毎年草刈りをして保全管理していたとのことでした。以上とおりの報告いたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい3番古内委員。

○3番（古内嘉博君） 3番古内です。農地面積が5,000㎡を超えるんですが、これは県とかの許可というのはいらないんですか。

○局長補佐（細谷真実君） 3,000㎡以上になりますので、農地面積がおっしゃるとおり3,000㎡以上になりますので、県の諮問を受けることになります。それで今、結局、貸付人の土地が4,326㎡で、下の方が1,085㎡ということで、3,000㎡を割っておりませんが、総事業面積としてこの事業は一緒の事業なので、例えば今回、3,000㎡以上だから一方が許可になって、一方の土地が残ると、そういうことではなくて、一つの事業として県の諮問を受けることになりますので、よろしくをお願いします。

○議長（菊地英浩君） よろしいでしょうか。その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○局長補佐（細谷真実君） 説明し忘れてはいたけれども、この事業はですね、大船渡市の復興推進センター整備事業ということで、小学校の利活用を進めておりますが、この事業も連携して利活用を進めていくということで承っております。ですから利活用を進めているのは、校舎の利活用を進めているのは大船渡市。それでこの空地の利活用を進めているのはBMXという事業で、借受人がこのサイクリングコースの事業を進めているということになります。なので、連携しているよということでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） 他に質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。なお、ただいま許可相当と決定した案件については、3,000㎡を超える案件のため岩手県農業会議へ諮問し、異議なしの答申があった後の許可となります。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第8、議案第4号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 7ページをお開きください。議案第4号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。願出件数は2件です。1番、登記地目畑、現況地目雑種地、639㎡。非農地の事由、資材置場として利用している。平成4年11月26日付け指令大地農政大5-44号による転用許可済。この度、過去に農地法の許可を受けた土地であることの証明願です。2番、登記地目田、現況地目雑種地、30㎡。昭和57年当時より北側水路を挟んで宅地への専用通路として利用している。これは始末書を徴しております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第4号1番について三陸地区綾里地域畑中圭吾推進委員からお願いします。

○三陸地区綾里地域推進委員(畑中圭吾君) 推進委員の畑中です。議案第4号農地法の適用外であることの証明願の1番について調査報告をいたします。6月22日朝8時半頃、申請人の旦那さんと現地を確認しました。現地は道路沿いの細長く造成したようなところがあります。現在プレハブの物置等のほか、土木資材等が置いてありました。申請事由にあるとおり平成4年に転用許可済みのところであります。申請人の話では、登記簿を確認したところ農地のままなので、地目変更を考えたそうですが、転用許可より年月が経っており、農業委員会事務局とも相談し非農地での適用外申請に至ったのが経緯だそうであります。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号1番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号2番について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員からお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。番号2番について6月25日の午後5時半頃から申請人の母親から聞き取りをしたので報告をします。この土地は平成27年に亡くなった申請人の父が購入したもので、今回、道路が近くを通ることになり、農地測量の際に判明したということです。昭和57年頃に隣地所有者がここに自宅を新築した当時から通路として利用しており、今後も農地としての復旧することはできないものと判断します。以上のとおり報告します。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第9、議案第5号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。議案第5号については1番と2番を一括審議といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 8ページをお開きください。議案第5号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について本委員会の議決を求めるものです。

1番、登記地目、現況地目ともに畑、680㎡。新規。利用目的、期間、畑で、10年9ヵ月間の使用貸借期間。2番、登記地目、現況地目ともに田、1,000㎡。新規。利用目的は田、5年9ヵ月の使用貸借期間。1番は今回、全農地を手放し、経営転換協力金の対象となります。2番は自作地もありますので、対象にならないとのこと。また新規集積による地域集積協力金も入っているとのこと。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第5号1番と2番について4番中村亨農業委員からお願いします。

○4番(中村亨君) 4番中村亨です。まず図面の説明をします。1番のところは右側上のところの三角形の黒く塗られているところです。ここは畑の状態でありました。それからあと2番の方は左下の方の縦に黒く塗りつぶされているところが新規になったところです。ここところが、実際はここが組田になっていて大きな田んぼ1枚ということでした。その中の一部分ということです。こっちは水源として管理されています。ここまで以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第5号の三陸町吉浜字沖田、川原地域の利用集積計画について質疑、意見を許します。何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号の三陸町吉浜字沖田、川原地域について本委員会において利用集積計画を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号の三陸町吉浜字沖田、川原地域の利用集積計画について本委員会において決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第10、議案第6号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案についてを議題といたします。農林課から来ておりませんので、少しお待ちください。

改めまして次に日程第10、議案第6号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案についてを議題といたします。農用地利用配分計画案につきましては市の農林課が担当しておりますので、本日は大船渡市農業委員会会議規則第18条の規定により農林課の松川係長に出席をいただいております。事務局からの議案の朗読と説明の後に、大船渡市農業委員会会議規則第16条の規定により農林課の松川係長から説明をお願いします。なお、議案第6号の1番と4番は議長である私に関する案件であることから、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、これを除き、初めに2番と3番を審議いたします。ここで本案件の当事者である菊地久寿推進委員は審議の終了まで退席をお願いいたします。

(菊地久寿推進委員除斥)

○議長(菊地英浩君) それでは事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(細谷真実君) 9ページをお開きください。議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づいて作成した農用地利用配分計画案について、同法第19条第3項の規定により大船渡市長から意見を求められたので、本委員会の会議に付し意見を決定するものです。

13ページをお開きください。番号2番、登記地目、現況地目ともに田、1,000㎡。転貸。使用貸借により新規に契約するものです。令和元年7月30日から令和7年3月31日まで5年9ヵ月の使用貸借期間となります。それから14ページをお開きください。こちらの3番、登記地目、現況地目ともに田、1万4,812㎡。転貸。再配分の使用貸借契約を結ぶものです。令和元年7月30日から令和7年3月31日までの5年9ヵ月の使用貸借期間となります。これは再配分によるものです。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に農林課から説明をお願いします。

○農林課係長(松川直史君) 農林課の松川と申します。よろしく申し上げます。それでは改めまして資料の13ページをお開きください。本日は4案件ございますが、初めに一覧

の番号の2番と3番についてお諮りいたしたいと思います。先ほど、事務局の方からも説明ありましたが、番号の2番と3番を再度説明させていただきます。まず2番についてです。先ほどの議案第5号で承認いただいた農地農用地利用集積計画に掲載された案件について借受希望がありましたので、農用地利用配分計画案を作成いたしました。2番、地目が田、1,000 m²。借受人は以前にも農地中間管理事業において借り受けされております。借受地の利用方法としては田としての利用が見込まれております。当該用地は地域の集積ではありますが、別添の地図を見るとわかりやすいと思いますけれども、組田であるために隣接する集積農地の公社への貸付期間にあわせて、令和7年3月までの5年9ヵ月の期間での借受けとなります。続いて資料の14ページをお開きください。3番について説明させていただきます。こちらにつきましては昨年度まで農地中間管理機構の事業を活用して吉浜地内において耕作していた借受地に関する再配分の案件になります。当該農地については、昨年度、前の借受人が亡くなられたことに伴いまして、次の担い手を探していたところではありましたが、借受地の一部について借受希望者がみつかったため、農用地利用配分計画案を作成しお諮りするものになります。3番の合計12筆です。地目すべて畑になります。合計が1万7,799 m²になります。ついては2番と同じ方が借手となります。ページは14ページから15ページに跨る形になります。こちらにつきましては前の借受人がそれぞれの用地を10年で借受けして耕作していたところになりますので、残り期間を借受けすることとしております。番号3の14ページの10筆につきましては、平成26年度から借り受けしておりますので、令和7年の3月までの5年9ヵ月の借受け、15ページの2筆につきましては平成28年から借りておりますので、令和9年の3月までの7年9ヵ月間の期間での借受けとなります。なお、農用地利用配分計画案について本日の農業委員会総会において意見をお伺いした後、農地中間管理機構を經由して県の告示後、農地中間管理機構との契約が成立することになりますが、県において7月30日付けで臨時公告日を設定することとしたため、農地中間管理機構からの貸し出しの開始日は7月30日からということになります。以上、初めに2番、3番についてお諮りしますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 事務局。

○局長補佐（細谷真実君） 先ほど、朗読と説明の中で朗読に一部漏れがありましたので、ここで追加の朗読をさせていただきます。3番、再配分。1万4,812 m²で、それで令和元年7月30日から令和7年3月31日までの5年9ヵ月。これが再配分による契約というふうにお話ししましたが、それと次のページ、15ページのこれはですね、同じく田、2,987 m²。これも同じ理由で転貸で使用貸借するものです。先ほど抜けましたのは、この貸借期間でありまして、利用目的は同じく田でありますけれども、令和元年7月30日から令和9年3月31日まで、こちらは7年9ヵ月での使用貸借期間となります。お詫びして追加させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いし

ます。初めに議案第6号2番と3番について4番中村亨農業委員からお願いします。

○4番（中村亨君） 4番中村亨です。図面は先ほど説明したので続けていきます。本日の総会議案書の13ページの2番、14ページの3番、15ページの3番まで、図面の下側の左、集積計画にある水田で、実際には組田ということで1枚の田んぼです。そして右側の配分計画3（再）とある部分ですが、下側の横道路は舗装道路です。ここに隣接した部分が借受人の分です。いずれも水田として利用されてありまして、適正に管理されて稲が栽培されてありました。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第6号2番と3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第6号2番と3番について本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号2番と3番は本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

ここで菊地久寿推進委員の着席をお願いします。

○議長（菊地英浩君） 退席された推進委員に報告します。議案第6号2番と3番に係る本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第6号1番と4番を審議いたします。なお、本案件は議長である私に関する案件であることから、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、議長を熊谷玲子会長職務代理者と交代します。

（9番 熊谷玲子君議長席に着席）

○議長（熊谷玲子君） それでは議案第6号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案についての1番と4番を審議いたします。つきましては議事参与の制限に該当する10番菊地英浩農業委員は審議の終了まで退席をお願いいたします。

（10番 菊地英浩農業委員除斥）

○議長（熊谷玲子君） それでは事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 1番、登記地目、現況地目ともに畑、680㎡。転貸。利用目的、畑。令和元年7月30日から令和12年3月31日までの10年9ヵ月間の使用貸借期間となっております。15ページをお開きください。4番、登記地目、現況地目ともに田、8,306㎡。転貸。利用目的、田。令和元年7月30日から令和7年3月31日まで5年9ヵ月の使用貸借期間となります。以上です。

○議長（熊谷玲子君） 次に農林課から説明をお願いします。

○農林課係長（松川直史君） それでは資料の13ページをお開きください。まずは1番について説明させていただきます。先ほどの2番と同様に、議案第5号の1番で承認いただいた農用地利用集積計画に掲載された案件について、それぞれ借り受けの希望がありましたので、農用地利用配分計画案を作成いたしました。資料の1番、地目畑680㎡。借受人は以前にも農地中間管理事業において借り受けされており、借受地の利用方法としましては畑としての利用が見込まれております。新規の集積となるため、令和12年3月31日までの10年9ヵ月での期間の借り受けとなります。資料の15ページをお開きください。番号の4番、こちらについて説明させていただきます。こちらにつきましても先ほどの14ページから15ページに跨る3番と同様に、昨年度まで農地中間管理事業を活用して吉浜地内において耕作していた借受地に関する再配分の案件になります。昨年度、前の借受人が亡くなられて、次の担い手を探していたところでありましたが、その借受地の一部について借手となる方が見つかりましたので、農用地利用配分計画案を作成し、お諮りするものになります。資料の4番、地目田、合計で8,306㎡について、1番と同じ借手となります。借受地の利用方法としましては田としての利用が見込まれております。こちらにつきましては前の借受人がそれぞれの用地を10年で借り受けしていたことから、残り期間を継続して借受けすることとしております。当該の6筆につきましては平成26年度の借受地であることから、令和7年3月までの5年9ヵ月の借受けということになります。農用地利用配分計画案につきましては先ほども説明させていただきましたが、本日の農業委員会において意見をお諮りした後、農地中間管理機構を經由し県で告示後、農地中間管理機構と借手との契約が成立することになります。県において7月30日付けで臨時的告示日を設定することとしたため、農地中間管理機構からの借手の日付けは7月30日ということになります。なお補足になりますが、前の借受人の農地中間管理事業からの借受地は3haを超えますが、今回借手がみついているのが約2.6haであることから、今回の案件以外の農地についても地域やコーディネーターと協議の上、借手を探してまいりたいと考えております。以上、番号1番、4番についてお諮りいたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（熊谷玲子君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。それでは議案第6号1番と4番について4番中村亨農業委員から説明をお願いします。

○4番（中村亨君） 4番中村亨です。議案書の13ページの1番と15ページの4番です。図面の右上の集積配分計画（新規）、畑地でブルーベリーの作付けを計画しているということです。左側上部の配分計画の4（再）である部分は水田です。いずれも良く管理されて水稲が作付けされておりました。以上です。

○議長（熊谷玲子君） それでは議案第6号1番と4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。異議もなく質問な

んですが、今後のためにお聞きしたいと思います。13 ページの配分計画の対象地一覧の1番から4番まで、中間管理機構からお二人に転貸ということですが、備考欄に使用貸借と書いてありますので、これは賃貸借料は発生しないわけですね。その中で土地の課税分は受益者負担なんですか。

○農林課係長（松川直史君） その点、ちょっとすぐ回答できないので、お調べして後ほど皆さんにご連絡差し上げたいと思いますので。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） あとは8ページの議案5号の1番と2番、中間管理機構へ利用権の移転がなされましたけれども、借受人の両人とあらかじめ話が付いていて、中間管理機構を通しての取引だと思います。そこでここも使用貸借になっておりますけれども、中間管理機構から所有者等に、一銭の謝礼も何も出ないわけですか。賃貸料は発生しないわけですか、使用貸借は。

○農林課係長（松川直史君） 今の関係は再配分の方ですかね。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 8ページの議案5号の1番、2番で、兩人から管理機構に移ったでしょう。その時に管理機構と貸付人との賃貸料も何も発生しないのかどうかと。

○農林課係長（松川直史君） 協力金という形で。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 幾らか出るの。そうすると大体その、要するに使用貸借になるか賃貸契約になるかというのは、所有者と借受人の相手の話し合いになるわけでしょうか。

○農林課係長（松川直史君） 基本は使用貸借になると思います。ただ、その代わりに協力金という形で。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） ああ協力金、一時金なの。毎年くるの。

○農林課係長（松川直史君） 一時金の形です。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） それからその下の土地の所有者のメリットというのは、農地の管理をしなくていいのと、税金が、誰が払うかわからないけれども、税金が受益者負担のこれだけですか。

○農林課係長（松川直史君） あとは協力金も発生します。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） だから協力金の金額がわからないからだけれども、見ると、かなりの面積、903坪とかね、2,512坪とか、かなりの坪数になるんだけれども、それでも無償なのかどうかと、ちょっと思いましただったので。

○農林課係長（松川直史君） はい。

○議長（熊谷玲子君） 他に質疑、意見ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第6号1番と4番について本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めま

す。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号1番と4番について本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

ここで菊地英浩農業委員の着席をお願いします。

○議長(熊谷玲子君) 退席された委員に報告します。議案第6号1番と4番に係る本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第21回総会を閉会いたします。なお、引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

それではこれをもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたり、たいへんお疲れさまでした。

午後3時09分閉会